

大切なお知らせ

茨城県低所得の子育て世帯生活応援 特別給付金(ひとり親世帯以外分)のご案内

あなたは、茨城県低所得の子育て世帯生活応援特別給付金の
対象者です！

1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方

- ① 令和8年1月分児童手当を受給されている方
- ② 令和6年分の住民税均等割が非課税の方

2. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

3. 給付金の支給手続き

- ▶ 給付金は、申請不要で受け取れます。
- ▶ **3月以降に**、令和8年1月分の児童手当を支給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の受給を希望しない場合は、受給拒否の届出書を返送してください。
- ※ 児童手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

*お問い合わせは下記までお電話ください。

■ 常総市役所
0297-23-2111
本庁舎：こども課 内線1330・1331
石下庁舎：暮らしの窓口課 内線8025
業務時間：平日8：30～17：15



「茨城県低所得の子育て世帯生活応援特別給付金」の“**振り込め詐欺**”や“**個人情報の詐取**”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。